お知らせ掲示板

★上士幌町役場　☎01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

【町営住宅（ふれあい団地・14区）】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者
◆募集住宅①
E棟2階・75号【平成8年度建設】
3LDK（2人以上の世帯向け）
◆家賃（収入区分による）
月額2万4300円～3万6200円
【特公賃住宅（ふれあい団地・14区・高額所得者向け）】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者
◆募集住宅②
B棟1階・23号【平成12年度建設】
2LDK・S（2人以上の世帯向け）
◆家賃　月額5万2400円
※所得に関わらず一律となります。
◆募集期間
いずれの住宅も10月2日(月)～10日(火)
◆注意事項（各住宅共通）
◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◇入居決定後、入居の前に家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。
◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
◇ペットを飼うことはできません。
◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は10月下旬以降になります。
【その他の住宅】
次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。
◆新西団地（2人以上の世帯向け）
◇41号　家賃月額1万1700円～1万7400円
◆北団地（世帯人数・年齢制限なし）
現在、入居可能な空室はありません。
◆単身者住宅「ノースシティ」（50歳未満の単身者向け）
◇B棟101号、B棟104号、C棟104号、C棟203号、D棟103号、E棟101号
家賃月額2万7200円（一律）
※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当（☎2-4297）まで

自衛官等募集のお知らせ

コース		対象年齢	受付期間
自衛官候補生		18歳以上33歳未満 ※32歳の者は、採用予定月の末日現在33歳に達していない者	～11月7日（火）
防衛大学校学生	一般	18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)	7月1日(土)～10月18日(水)
防衛医科大学校医学科学生			7月1日(土)～10月11日(水)
防衛医科大学校看護学科学生			7月1日(土)～10月4日(水)

※試験日などの詳細やお問い合わせは、自衛隊帯広募集案内所（帯広市西5条南14丁目13番地☎・FAX0155-23-8718）まで
◆帯広募集案内所Eメールアドレス
obihiro.pco.tokachi@rct.gsdf.mod.go.jp
◆自衛隊帯広地方協力本部ホームページ
https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/

スポーツ

第51回町民スポーツ祭 マラソン大会

◆日時　10月7日(土)　9時～
※雨天時は9日(月・祝)に順延
◆場所　航空公園ちびっこロード
◆対象　町内在住の方
◆内容　マラソン部門（幼児、小学生、中高生、一般男女別）、ウォーキング部門
※お問い合わせは、生涯学習課スポーツ担当（☎2-3024）まで

道東一斉 すずらん無料法律相談

釧路弁護士会による無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、弁護士が無料で相談に応じます。町主催の町民法律相談とは別の相談会となります。
◆日時　10月18日(水)　13時～16時
◆場所　山村開発センター第3研修室
◆相談員　弁護士　岩田　明子　氏
◆申込期限　10月12日(木)
◇予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。**時間帯の指定はできません。**
※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課広報・広聴担当（☎2-4290）まで

みんなチェック！最低賃金。北海道最低賃金
北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）およびその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。
最低賃金額　時間額　960円
効力発生年月日　令和5年10月1日

第51回町民スポーツ祭 少年少女柔道大会

◆日時　10月13日(金)　18時～
◆場所　消防庁舎研修室
◆対象　町内在住の幼児・小中学生
◆内容　リーグ戦（小学生低学年以下、小学生高学年、中学生の部）
◆申込期限　10月6日(金)
※お申し込みやお問い合わせは、生涯学習課スポーツ担当（☎2-3024）まで

第51回町民スポーツ祭 フットサル大会

◆日時　10月28日(土)　18時30分～
◆場所　スポーツセンター
◆対象　高校生以上男女（チーム内には3名以上の上士幌サッカー協会加盟者、町内在住者または町内企業勤務者が登録されていること）
◆内容　1ゲーム7分制のリーグ戦
※参加チーム数により試合時間・方式の変更有
◆申込期限　10月20日(金)
※お申込みやお問い合わせは、生涯学習課スポーツ担当（☎2-3024）まで

第51回町民スポーツ祭 ミニバレー大会一般の部

◆日時　10月17日(火)　18時30分～
◆場所　スポーツセンター
◆対象　町内在住の中学生以上男女
◆内容　「初心者の部」「60歳以上（4人合計年齢制限なし）の部」「シニア（65歳以上で4人の合計年齢が260歳以上）の部」
※60歳以上の部は男女混合。
※11点3セットマッチのリーグ戦。
◆申込期限　10月6日(金)
※お申込みやお問い合わせは、生涯学習課スポーツ担当（☎2-3024）まで

第51回町民スポーツ祭 ゴルゲート大会

◆日時　10月19日(木)　13時30分～
◆場所　スポーツセンター
◆対象　町内在住の一般男女
◆内容　18ホールストロークプレー、男女別個人戦
◆申込期限　10月13日(金)
※お申込みやお問い合わせは、生涯学習課スポーツ担当（☎2-3024）まで

第51回町民スポーツ祭 フロアカーリング大会

◆日時　10月21日(土)　9時～
◆場所　スポーツセンター
◆対象　町内在住の中学生以上男女
◆内容　ダブルス、4セットのリーグ戦で勝敗、得失点等で順位を決定。
◆申込期限　10月13日(金)
※お申込みやお問い合わせは、生涯学習課スポーツ担当（☎2-3024）まで

お知らせ・啓発

コーラスはなみずき 第13回合唱のつどい

◆日時　10月15日(日)　13時30分開場
◆場所　生涯学習センター視聴覚ホール
※入場無料
◆演奏曲目
◇上を向いて歩こう
◇明日があるさ
◇見上げてごらん夜の星を
◇知床旅情
◇襟裳岬　他
◆特別出演
◇JAZZギタリスト　齊藤　栄
◇ウッドベース　佐々木　源市
※お問い合わせは、女声コーラスはなみずき・会長佐藤（☎2-2603）まで

食品加工研修会

今年4回目の研修会は、かぼちゃを調理します。これから旬になるかぼちゃを使って、バラエティー豊かなレシピを学び、ハロウィンの季節を盛り上げてみませんか。
なお、定員を超えた際は、これまで研修会に参加されていない方を優先させていただきます。
■第4回　かぼちゃ研修会
◆日時　10月27日(金)　9時～14時
※研修時間中にお昼休憩があります。
◆場所　食品加工センター
◆定員　大人6名
※託児スペースはございません。
◆料金　1300円
◆持ち物　持ち帰りの袋や容器、エプロン、バンダナ
※かぼちゃを使ったグラタンの他に、2品の持ち帰りを予定しております。
◆申込　10月13日(金)まで
※本事業は「まなびの森」対象事業です
※お申し込みやお問い合わせは、食品加工センター（☎・FAX2-4839）まで

子ども発達支援センター 地域開放事業

発達支援センター地域開放は、町内のお子さんでしたらどなたでも発達支援センターを利用できる機会です。普段は使えないような器具を使って身体を動かすなど、さまざまな遊びを体験しませんか？
こどもの日常生活で、あえては教えてもらえないような内容を扱っています。発達に心配のある・ないにかかわらず、誰もが自分らしく楽しく過ごすにはどうすればいいか、一緒に考えていきます。
【乳幼児と保護者】
◆日時　10月6日(金)・17日(火)　10時～11時30分
※保護者の同伴が必要です。

【小学1～5年生】
◆日時　10月11日(水)　15時～17時
【小学6年生～中高生】
◆日時　10月6日(金)　15時～17時
※参加には事前の申し込みが必要です。申し込みは下記QRまたはお電話からお願いします。
※お問い合わせは、子ども発達支援センター(☎2-4773)まで

3 すべての人に健康と福祉を　野犬掃とうを実施します！

上士幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例第9条の規定により、野犬掃とうを実施します。

◆**実施期間**　10月1日～翌年3月31日
◆**実施方法**　捕獲・薬殺・檻
◆**区域**　町内一円
◇放し飼いの犬は、すべて野犬とみなされ処分されます。
◇野犬を捕獲した時は、役場で告示し、3日間保護いたします。飼い犬が不明になりましたら、すぐにご連絡ください。
※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

8 働きがいも経済成長も　個別的労使紛争あっせん制度のご案内

解雇や賃金未払、ハラスメントなどの労働問題で悩んでいませんか？

北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が、当事者双方からお話をうかがい、問題点を整理したうえで助言等を行い、歩み寄りによる解決を図る「あっせん」を行っております。「あっせん」の利用は無料で、迅速な解決を目指します。
詳しくは、Webで「北海道労働委員会　個別あっせん」と検索していただくか、次までお問い合わせください。
※お問い合わせは、北海道労働委員会事務局調整課(☎011-204-5667)まで

3 すべての人に健康と福祉を　第74回全国労働衛生週間

第74回全国労働衛生週間が10月1日から10月7日まで実施されます。
この機会にそれぞれの職場において労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動を一層推進していただくようお願いいたします。
【全体スローガン】
～目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場～
※お問い合わせは、帯広労働基準監督署(☎0155-97-1244)まで

12 つくる責任つかう責任　国土交通省からのお知らせ

融雪剤による腐食が原因の車両不具合、タイヤ交換時の不適切な取り付け

地場産業の振興　商店街の活性化　雇用の促進　9 産業と技術革新の基盤をつくろう

新たな創業を支援します！　上士幌町創業促進支援事業

地場産業の振興や商店街の活性化、雇用の促進のため、上士幌町において新たに事業活動を行う方や新規分野での事業を行う方、現に事業を行っている商業者等を支援します。

◆事業概要

事業名	内容	対象経費	補助金額
新規創業支援事業	新築、増改築(住宅部分除く)、賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・新築(建設費)、増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月 (最長1年間)
空き店舗・空き家活用事業	空き店舗または空き家(住宅部分除く)を取得または賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月 (最長1年間)
店舗改修支援事業	老朽化した店舗等の改修 ※事業を承継する場合のみ ※商工会への加入が必要	・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費	1/2以内 限度額 200万円

※1事業者あたり、各事業1回限りで、補助の下限は50万円となります

対象事業の考え方

○ 対　象 ➡ ①店舗を構え、直接消費者へ商品やサービスを提供する事業
②加工機械や処理施設を有する工場を構え、他者に有償で商品を提供する事業

× 対象外 ➡ ①管理事務所や商品の保管のみを用途とする施設　②無店舗販売業(通信販売等)　③仮設(テント)販売

◆対象者

町長が認めた事業計画を行う中小企業者(個人事業者を含む)およびNPO法人等で、次に該当する者
① 上士幌町に居住(本社がある)、または事業開始までに居住(本社移転)する者
※ただし町内に同種の事業がないものは、町内に居住(本社)がなくても対象とする
② 3年間以上の事業継続が見込まれる者(1年間183日以上の営業を行っている者)
③ 直近2年間の町税等を滞納していない者、または転入者は転出した市町村の市町村税等を滞納していない者

◆**提出書類**　創業促進支援事業計画承認申請書、創業計画書、その他必要な関係書類。
様式は、商工会窓口または町ホームページ(https://www.kamishihoro.jp/)で入手できます。

※お問い合わせは、上士幌町商工会(☎2-2339)まで

農林畜産物などの地域資源を活用した新商品などの開発を支援！　9 産業と技術革新の基盤をつくろう

農林商工等連携・ビジネス創出促進事業

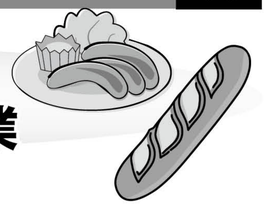

◆事業概要

事業名		内容	対象経費	対象者	補助金額
ソフト事業	プラン創出事業	新しい商品などを作るため、専門家の話を聞いたり、試作品を作りたい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	町内(事業完了までに転入見込含む)の個人・法人・団体等	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円
ソフト事業	事業化推進事業	試作した商品などを販売して、消費者の反応を研究したり、販売先の開拓をしたい	上記のほか、外注加工費、試験依頼費、市場調査費、委託費等		補助対象経費の8/10以内 限度額100万円
ソフト事業	ブランド化推進事業	既にある商品などをもっと売れるための調査をし、販売先の拡大や商品に磨きをかけたい			
ハード事業	商品開発推進事業	実際に商品開発を行う際に必要となる、器具・機械を購入したい	新商品開発、既存商品の付加価値を高めるための器具・機械購入経費		補助対象経費の1/2以内 限度額100万円
新分野開発事業	調査研究事業	新たな分野で事業展開したい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	中小企業者、農林業者、NPO法人など、既に事業活動を行っている者。団体の場合は、構成員の過半数が町内に住所有り	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円

◆**公募期間**　12月28日(木)まで
◆**提出書類**　農林商工等連携・ビジネス創出促進事業計画承認申請書、事業計画書、その他必要な関係書類。
様式は商工観光課窓口または町ホームページ(https://www.kamishihoro.jp/)で入手できます。

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(☎2-4291)まで

による脱輪事故が発生しております。事故を未然に防止するため、日常点検・法定点検（乗用車：12か月毎、貨物車：6か月毎）の実施をお願いいたします。
※お問い合わせは、北海道運輸局帯広運転支局（☎0155-33-3282）まで

法務局からのお知らせ

【「相続・遺言に関する終活セミナー」および「相続登記相談会」の開催について】

令和6年4月1日から土地・建物の相続登記の申請が義務化されます。正当な理由がないのに、土地・建物の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしてないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

これを受け、次のとおり相続・遺言に関する終活セミナーおよび相続登記相談会を開催いたしますので、興味のある方はぜひご利用ください。

◆日程　11月18日(土)
◆時間
◇相続・遺言に関する終活セミナー　13時～16時
◇相続登記相談会　13時～17時
◆場所　釧路地方法務局帯広支局（帯広市東5条南9丁目帯広法務総合庁舎）
※それぞれ無料ですが、予約が必要。
※お申し込みやお問い合わせは、釧路地方法務局帯広支局登記部門（☎0155-24-5837）まで

ふるさと納税 パート職員募集

◆雇用期間　11月～令和6年1月（1月は事務状況による。）
◆募集人数　2名
◆募集締切　10月31日（火）17時まで
※定員になり次第、早期締切となります。
◆勤務場所　役場企画財政課
◆業務内容　ふるさと納税関係書類の整理および確認事務
◆時　　給　922円
◆勤務時間等　平日勤務、1日3～4時間程度　勤務日・時間応相談
※パートタイムのため社会保険の加入はありません。ただし、公務中の災害補償はあります。
◆申込方法　お電話またはメールでお問い合わせ後、申請書をお渡しします。

勤務日、時間などはご相談ください。ご自身のライフスタイルやお子さまの登園時間等に配慮いたします。
お気軽にお問い合わせください。

※応募・お問い合わせは、企画財政課ふるさと納税担当（☎2-4290）まで

くらしのよろず無料相談会

遺産相続、介護問題、離婚問題、多重債務問題など、幅広い分野にワンストップで相談できる標記相談会を開催します。
この機会にぜひ、日ごろの悩みを解消してください。

◆日時　10月9日（月・祝）　10時～14時
◆場所　とかちプラザ1階大集会室（帯広市西4条南13丁目）
◆対応専門家　弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士、FP（ファイナンシャルプランナー）、社会福祉士、土地建物取引士、建築士、帯広市建設開発課
※相談料無料、予約不可。
※お問い合わせは、くらしのよろず無料相談会実行委員会（☎0155-67-7383）まで

第33回「公証週間」電話相談のご案内

10月1日から7日までは公証週間です。公証制度を広く国民の間に普及させるため、日本公証人連合会本部において、同期間中電話相談を実施します。

【公証週間の電話相談】
◆日時　10月1日(日)～7日(土)　9時30分～12時、13時～16時30分
◆電話　03-3502-8239
◆内容　遺言など公証事務全般

かみしほろ地域食堂 うれしか

かみしほろ地域食堂うれしかは、誰もが集まれる地域の場所をめざして、地域食材を使った食事を提供しています。
お気軽に遊びに来てくださいね！

◆日時　10月21日(土)　毎月第3土曜日
◇10時～居場所の開放
※多世代で、地域交流のできる場所
◇11時50分～整理券配布
◇12時～提供開始
◆料金　高校生以下無料
※大人の方は、100円程度の活動支援にご協力をお願いします。
◆場所　ふれあいプラザ
※マイ箸・エコバックの持参にご協力ください。
※ゴミの持ち帰りにご協力ください。
★お手伝いスタッフも大歓迎！
★地域食堂で使用する、自宅では使わない調味料や出荷が難しく廃棄する食材（賞味期限切れではないもの）などの寄付を受け付けています。
※お問い合わせは、かみしほろ地域食堂うれしか事務局・吉田（☎090-9520-9456）まで

▲公式Instagram

国民年金インフォメーション

現役世代の"万が一"を支える「障害年金」

老後の備えだけではない公的年金制度。
病気やケガによる障害で生活や仕事が制限されるようになった場合は、障害年金の給付を受けることができます。

【障害年金受給の3つの要件】

1．障害の原因となった病気やケガの初診日が次のいずれかの期間にあること
① 国民年金または厚生年金に加入している期間
② 20歳前または60歳以上65歳未満で国内に居住している期間
※初診日：原因となった病気やケガについて、初めて医師等の診療を受けた日

2．保険料の納付要件が次のいずれかを満たしていること
① 初診日の前日において、前々月までの保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
② 初診日において、前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと
（初診日が令和8年4月1日前の場合の特例）
※20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要

3．法令で定める障害の状態にあること
① 法令で定める障害の状態に該当すること
② 障害程度が増進し、65歳までに法令で定められた障害の状態に該当すること
※身体障害者手帳の交付の基準とは関係ありません。

・障害年金を受けるためには申請手続きが必要です。
・加入していた年金制度や障害の程度、家族構成などによって、障害年金の種類や支給額は異なります。

▲詳細はこちら

【お問い合わせ先】
◆日本年金機構「ねんきんダイヤル」
☎0570-05-1165（ナビダイヤル）
◆帯広年金事務所お客様相談室
☎0155-21-1511（音声案内1番押し後2番）
◆町民課総合窓口・戸籍年金担当☎2-4294

♥ 秋の火災予防運動を実施します！

全道一斉に火災予防運動が実施されます。
北海道の10月は空気が乾燥し、強風が起こりやすい時期です。この時期はちょっとした不注意によって、小さな火が大きな火災へと拡大する可能性が高くなります。
火の取り扱いに十分注意し火災の予防に努めましょう。

◆秋の火災予防運動期間
運動期間：10月15日(日)～10月31日(火)
強調期間：10月25日(水)～10月31日(火)

【2023年度全国統一防火標語】
～火を消して
不安を消して
つなぐ未来～

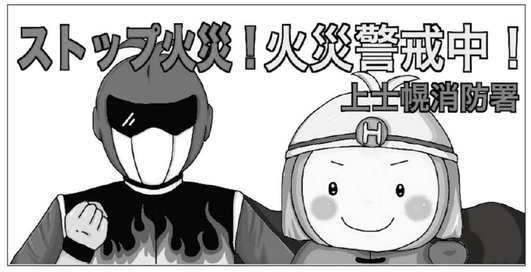

♥上士幌消防署Facebook

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

火の用心

【本年の出動状況】　8月31日現在の出動件数
◆火災出動　5件（うち8月 0件）
◆救急出動 209件（うち8月30件）
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係（☎2-2519）まで